

01 警察庁 非予算(特区・地域再生 検討要請)

提案事項管理番号	具体的事業を実現するために必要な措置(事項名)	措置の具体的内容	具体的事業の実施内容	提案理由	都道府県名	提案主体名	制度の所管・関係官庁
1007010	災害発生時における緊急自動車の用務の拡大	道路交通法において規定されている緊急自動車に指定される自動車の用務を拡大し、災害対策基本法に位置付けられている災害の内、当市域において発生が予測される災害(暴風、豪雨、地震、大規模な火事若しくは爆発、放射性物質の大量の放出)及び航空機事故に際し、市民の生命・身体・財産の安全を守るために市が実施する災害応急活動を行う自動車についても緊急自動車に指定する。	災害の発生またはその恐れがあり、災害対策本部または準じる組織(災害警戒本部、航空機事故被災者救援対策本部)が設置された場合に、市は情報収集、現場指揮、被災地域での広報、警戒巡回等の災害応急活動を迅速に実施する必要がある。現状では当該活動を一般車両で行っており、現場到着が遅れることにより、迅速な実施に支障をきたすおそれがある。よって、より迅速な災害応急活動実施のため、当該活動を行う自動車を緊急自動車に指定する。また、当市は水防機関が水防のための出動に使用する自動車として緊急自動車を所有しているが、これを上記災害応急活動を行う緊急自動車として活用する。	災害時には、消防車両、救急車両以外に災害対策本部等の活動を円滑に遂行するための緊急自動車が必要である。大和市では、赤色回転灯、サイレン、衛星電話、LED表示ボードなどを装備した災害対策車を1台整備している。この車両は、「水防機関が水防のための出動に使用する自動車」として、神奈川県公安委員会から緊急自動車の指定を受けているが、市が災害対策基本法において責務を負う災害には、道路交通法施行令に記載されている目的のみでは十分な活動が行えず、活用範囲を広げる必要があると考える。すべてのもてる能力を投入し、市域並びに市民の生命、身体、財産を災害から保護することは、市の責務であり、災害により発生する地域経済の損失を減じ、維持発展を図るためにも基本となるものである。	神奈川県	大和市	警察庁 国土交通省
1042010	救急・災害現場への医師派遣用乗用車の緊急自動車としての指定追加	現行法令で規定されている救急二輪に加えて、地方公共団体の消防機関からの要請により、傷病者の初期治療のために出動する車両に「医師派遣用乗用車」を緊急自動車に指定追加すること。	ドクターカー活動は消防用の救急車が使用されてきたが、搬送用ベッドを装備しない乗用車ベースの緊急自動車を導入し、横浜市救急体制において消防機関と連携して実施する。119番通報において緊急度が高いと判断された事例に対し、消防機関からの要請で医師が本車両で救急・災害現場へ急行する。現場で同時出場した消防の救急隊等と合流し、傷病者の初期治療を現場から開始し、その後の医療機関への搬送は消防の救急車で行う。乗用車ベースの緊急自動車の導入により、医師の現場出場が一層迅速化され一刻を争う傷病者のさらなる救命率向上や予後改善が期待される。また、車両価格が従来の救急車より低いので、ドクターカーの普及も予想される。	救急・災害現場での医師現場活動は救命率向上と予後改善に寄与する。我々は平成12年から救急車タイプの車両でドクターカー活動を行ってきたが、渋滞時や狭い路地での機動性に欠け、傷病者の搬送は消防機関の救急車で行うことも多く、平成17年秋に搬送用ベッドを装備しない乗用車を緊急自動車として申請することを検討した。該当する規定が法令上見あたらず、同年11月からベッドを装備した乗用車(救急車として認可済)を使用している。乗用車のため機動性は格段に改善され、傷病者の搬送は消防の救急車で全て行っているが、搬送用ベッドスペースを医師や医療機器積載のために利用することが望まれる。119番通報内容から医師派遣事例の選別が必要であるが、基準を作成し試行を重ねている。横浜市救急体制にドクターカーが位置づけられており、有用性の向上と効果的な実施のために、医師派遣用乗用車を緊急自動車として指定追加されることを提案する。	神奈川県	横浜市立大学附属市民総合医療センター	警察庁 総務省 厚生労働省 国土交通省

01 警察庁 非予算(特区・地域再生 検討要請)

提案事項 管理番号	具体的事業を実現する ために必要な措置 (事項名)	措置の具体的内容	具体的事業の実施内容	提案理由	都道府県 名	提案主体名	制度の所管・ 関係官庁
1162060	緊急自動車の指定要件の緩和	道路交通法施行令における緊急自動車の規定を緩和し、やむをえない救急搬送に限り、へき地の住民が保有する一般の車両を緊急自動車とみなすもの。	<p>本提案は、へき地で患者が発生した際に、当該地区の住民が保有する自動車を用いた救急搬送を認めるもの。</p> <p>本特例措置により、緊急搬送に要する時間が短縮し、救命率の向上が望めるうえ、へき地住民の安心・安全の向上にもつながる。しかもドクターヘリよりも低コストである。</p> <p>具体的には、患者が発生した際において、消防本部に電話して救急車と落ち合う場所の指示を受けたのちに、住民が車を運転して当該場所まで患者を搬送するもの。</p> <p>当該車両は日常は緊急車両としてではなく、通常の車両として運行するが、患者の搬送時に限って赤色灯の回転やサイレンを鳴らし、一時的に緊急自動車として運行する。</p>	<p>提案理由： 東北地方の山間部では集落が散在しており、最寄りの消防署出張所からも相当な距離があるため、救急車の到着までに数十分を要することがある。重症者であれば、最寄りの救命センターまでさらに長時間の救急搬送を余儀なくされる。もし救急車の出場が輻輳すると、長時間の待機が必要となる。こうした原因によるPreventable Deathを防ぎ、患者の予後を改善するため、へき地住民が持つワンボックス車等を救急搬送に活用することを提案する。</p> <p>代替措置： 緊急走行ができる者は運転の、同乗者は応急救護等の訓練を受けた者に限る。出発に際して119番に通報し、救急車に患者を引き渡す場所の指示を受ける。 みだりに緊急走行が行われることを未然に防ぎ、適切な運用がなされたかについて事後の検証を行うため、すでに県に設置されているメディカルコントロール協議会で個々の出勤事例について検討する。</p>	千葉県	特定非営利活動法人医学教育振興センター	警察庁 総務省 国土交通省
1139010	自治体が行う患者等搬送事業者への緊急通行権の付与	患者等搬送事業者が使用する車両について、緊急性を生じた場合、緊急自動車として業務に利用可能とする。	患者等搬送業務については、その対象が緊急の必要のない患者等の搬送となっている。しかし、搬送中の容態の急変により緊急に医療機関等に搬送の必要が生じた場合、又は、僻地での119緊急要請により消防署救急車の到着時間に時間を要する場合の乗り継ぎ等、より質の高い患者搬送サービスを行うと共に、赤色回転灯並びサイレンを吹鳴させることにより、患者搬送中であることを周囲に認識させることで、患者を安全に搬送できる。	近年、消防の救急業務は災害による事故のみならず疾病事案も多く含まれ、年々その需要は増加の一途をたどっている。また、当圏域は山間地に加え管轄面積が広大であり、常備消防による救急業務のみでは、地域住民の需要にはこたえられないことから、緊急度の低い患者等を対象とした自治体での無償による患者搬送業務を圏域管轄の消防署の認定を受け実施する計画をしている。しかしながら、圏域が広域であり、医療機関までの搬送時間が長くなること。また重篤患者等の119要請においても現場到着までの時間がかかることから、消防署の救急車両との乗り継ぎまでの患者搬送に緊急走行は欠かせなく、緊急通行権を付与することでより質の高い患者搬送サービスが行えると共に、問題が解消される。	大分県	日田市	警察庁 総務省 国土交通省

01 警察庁 非予算(特区・地域再生 検討要請)

提案事項 管理番号	具体的事業を実現する ために必要な措置 (事項名)	措置の具体的内容	具体的事業の実施内容	提案理由	都道府県 名	提案主体名	制度の所管・ 関係官庁
1032010	原付免許受験資格の緩和	<p>現行の道路交通法では、原付免許の欠格事由が満16才未満となっている。公共交通機関のない地域や、地域内に高校がなく遠距離通学を強いられる高校生の通学手段の確保のため、原付免許の欠格事由を緩和し、高校在生を対象に16才未満の者にも原付免許の受験資格を付与する。</p>	<p>現行の道路交通法では、原付免許の欠格事由が満16才未満となっているため、高校に進学しても、生年月日が遅い者は早い者に比べて1年近く遅く、原付免許の受験資格が得られることになる。公共交通機関がない地域の生徒にとっては、入学後の通学手段が確保できないことから、進学校の選択にも影響を及ぼすことになる。高校入学を条件に原付免許の受験資格が16才未満の者に付与されることにより、進学校選択の機会が確保でき、また送迎や下宿等の保護者負担の軽減が図られる。</p>	<p>バス利用者の減少に伴い、今年11月から路線バスの廃止が予定されている。バス以外に公共交通機関がない本地域にとっては、日常生活に支障をきたす恐れが大きい。特に交通手段を有しない高齢者や高校生の対応が急務である。町内に高校がないため、本町出身の高校生はバスまたは単車通学、もしくは下宿や寮生活を余儀なくされている。路線バスが廃止されることにより、バス通学している高校生にとっては、通学の交通手段が失われてしまう。バスの代替手段として、保護者の送迎や単車通学が考えられるが、高校がすべて町外にあることから、保護者が毎日送迎するには、相当の負担がかかり、また単車通学への変更についても、現行の道路交通法では16才未満には受験資格がないため、原付免許を取得することができない。</p>	鹿児島県	錦江町	警察庁
1050010	自転車タクシーにおける電動アシスト比率要件の緩和	<p>道路交通法施行規則で規定されている、人の力を補うため原動機を用いる自転車の基準について、人力に対する補助比率(アシスト比率)を、現行の1以下から3以下に上限を引き上げる。</p>	<p>自転車タクシーの活躍の場を広げることにより、観光客の増加、まちの活性化を目指す。 具体的には、道路の勾配にとらわれない充実した魅力あるまちなか観光コースを設定し、そこを自転車タクシーが走行することにより、回遊性が高まり、市民や観光客の滞在時間が増え、商業及び観光産業の活性化を図ることができる。また、今まであまり知られていなかったまちなかスポットにも陽が当たることにより、新たな観光資源の発掘にもつながる。 他都市の運行エリアは、比較的平坦な駅周辺中心部がほとんどであるが、当市のような金華山、長良川など豊かな自然が溢れる観光地での走行が可能になれば、全国的にもニーズがあると考える。</p>	<p>岐阜市では、まちなか観光のツールとして自転車タクシーの活用を推進しており、当市の一大観光地である長良川河畔周辺道路の走行を希望しているが、所々勾配のきつい箇所があり、現行のアシスト比率では運転者にかかる負担が大きいため走行コースが限定されてしまう。そこで、本特例措置により道路交通法上自転車扱いのままアシスト比率を引き上げることができれば、柔軟なコース設定が可能になり、自転車タクシーの活躍の場が広がると考える。 なお、現行法では、アシスト比率が1を超える場合、自転車ではなく原動機付自転車となり、乗車人員が道路交通法において一人に制限されるため、タクシーとして運行することはできない(自転車の場合は岐阜県道交法施行規則により可能)。 代替措置： 特例措置を活用した自転車タクシーの運行範囲を当該観光地に限定すれば、道交法上の一定の安全確保は図れると考える。</p>	岐阜県	岐阜市	警察庁

01 警察庁 非予算(特区・地域再生 検討要請)

提案事項 管理番号	具体的事業を実現する ために必要な措置 (事項名)	措置の具体的内容	具体的事業の実施内容	提案理由	都道府県 名	提案主体名	制度の所管・ 関係官庁
1123040	レンタル電動カートの道路 使用の要件緩和	道路交通法第76条7項の道路又は交通の状況により、公安委員会が、道路における交通の危険を生じさせ、又は著しく交通の妨害となるおそれがあると認めて定めた行為の要件緩和。	町内異動用レンタル電動カートによる観光客や町民高齢者の公道利用の実現	<p>提案理由：                      鞆の町並みは江戸時代に建設され、歩行者の為に存在し生活空間の一部であった路が残るが故に、幅員4m前後と狭隘であり、部分的に2.7mと狭くなっており、隅切りが無く曲がれない等の状況が随所に存在している。その為、地区内交通と通過交通・観光交通の輻輳により円滑な通行が行われず、歩行者の安全性も確保されない上、特に救急車や消防車等の緊急車両の通行が大きな問題となっており、若者の流失原因にもなっている。                      又、市街地は港町特有の坂道が多く、高齢者は日常生活の移動に苦勞している。                      そこで、観光客や地元高齢者住民の異動手段の一つとして、環境にやさしく、狭隘な道路にマッチした、レンタル電動カートの公道運行を実現する事により町内交通を円滑し、又、高齢者福祉に貢献する。</p> <p>代替措置：                      道路交通法の禁止行為の要件緩和により、町内交通円滑化と高齢者福祉に貢献出来ると思う。</p>	広島県	個人	警察庁 国土交通省
1135010	公道でのセグウェイ利用の 一部開放	独特な仕様から現状の道路交通法ではそのまま公道で乗ることが不可能なセグウェイを一部環境の整った道路で制限を設けることにより利用を許可する	台場・有明・豊洲・晴海・汐留・大崎・品川・天王洲・東京駅周辺・皇居周辺・日本橋・永田町周辺・新宿都庁周辺・銀座・秋葉原など、歩道が広く、また、解放することにより、地域の活性化が期待できる該当地域を決める。 セグウェイには黒(9.6km/h)・黄(12.9km/h)・赤(20km/h(P型は16km/h))の3種類のキーがあり、低速の黒で上記のような歩道を走るのを許可する。 万が一の事故などのために自賠償保険加入の義務を法令化する	<p>提案理由：                      環境的にもやさしく、米国では警察や郵便局をはじめ、さまざまな機関や個人で利用している、画期的な移動手段であるセグウェイ。現状の日本の道路交通法の中で公道で乗れるようにするのは、仕様上不可能に近い。                      代替措置：                      セグウェイはキーにより最高速を規制知ることが出来る。ただ、速度を抑えると車道で乗るには危険。そのため幅が特定幅以上の歩道、二輪車などが通行可能な歩道でのみ許可する。</p>	東京都	1stSegwayJ P	警察庁 国土交通省

01 警察庁 非予算(特区・地域再生 検討要請)

提案事項 管理番号	具体的事業を実現する ために必要な措置 (事項名)	措置の具体的内容	具体的事業の実施内容	提案理由	都道府県 名	提案主体名	制度の所管・ 関係官庁
1155020	福祉または介護タクシー輸 送に対する駐停車禁止の 除外	介助が必要な障害者、高齢者及び要 介護者(以下移動困難者と呼ぶ)が福 祉または介護タクシー等での移動する 時に乗降介助及び院内又は自宅内 での介助が必要なため、車両を駐停車禁 止場所に一定時間駐停車する場合に 駐停車禁止を除外する。	車椅子、ストレッチャー等利用する移動困難者が駐 停車禁止場所に接している施設を利用する際、移動 困難者の身体的負担を減らすことが期待できる。	提案理由： 移動困難者が利用する病院が駅前や商店街及び住宅地にあ る場合が多いため、立地条件により、なかなか駐車場のス ペースが確保されない場合がある。 例えば、駅前等にある駐車場のない病院へ通院時に離れた 場所にある駐車場に駐車するため、路面が荒れた場所を車椅 子やストレッチャーにのり長距離移動する必要があるため、身体的負担がかかってしまう。また、このサービスの特性 上、介助が必ず必要なため、駐車した車両より一定時間離れ る必要がある。 代替措置： 時間規制除外のような許可書を出すとともにマークを作成し、 視覚的にもわかりやすいものにする。	東京都	社団法人日 本青年会議 所 関東地 区東京ブ ロック協会	警察庁
1164030	道路区域内への民間駐輪 場の設置の容認	道路法施行令が改正され、平成17年4 月より歩道上に道路付属施設として駐 輪場が設置可能となったが、設置主体 が道路管理者に限定されているため、 この要件を緩和し、民間(商店会等) の設置・運営についても認めるようにす る。	新たな駐輪場の確保が困難な駅前商業地区等に おいて、道路管理者が必要と判断した場合、民間事 業者(商店会等)が道路区域内に駐輪場を設置・運 営できるよう規制を緩和する。なお、「占用物件の適 切な管理として、占用主体、占用の場所等について 検討している。」とのことであるが、これらについては、 道路管理者である自治体の主体性が尊重されるよ う、必要以上に詳細な規定を定めることを避けると ともに、交通管理者との調整、申請手続きの簡素化に ついても考慮されたい。 このことにより、放置自転車や無秩序な買物用自転 車の駐輪の抑制が図られるとともに、商業の活性化 にも資することが期待される。	駅前商業地区においては、歩道上の放置自転車及び買物駐 輪等によって歩道が塞がれ点字ブロックが確保できないなど、 交通安全上の問題が緊急の課題となっている。しかし、新たな 駐輪場用地の確保は非常に困難であり、課題解決のためには、 道路区域内を民間駐輪場として利用することが有効である。 なお、道路区域内に民間駐輪場の設置を認めるにあたって は、交通管理者との調整はもとより、住民合意があること、設 置者が公共的団体であることなど、一定の条件を付すことによ り、道路空間の確保と公共性は担保されるものと考えている。	東京都	三鷹市	警察庁 国土交通省
1002010	道路交通標識表示(補助 標識)の改革について	当地区は、全国一の高齢化現象社 会最前線の地域です。老若を問わずそ の地域の中において「車」は生活の必 需品です。 其の現実で高齢者の交通事故は後 を絶ちません。事故・違反の抑制予防 のために、「交通規制標識【補助標 識】」の改革を提言します。	現行法(交通規制標識)本標識の一方通行標識表示 は判読しにくい上に、時間規制表示【補助標識】の場 合は、運転しながら時計を見る必要性があり高齢者 にはより過重運転になっているのが現実です。運転 中の携帯電話使用禁止以上にリスクがあります。 よって 判読しやすい夜光制カラー文字に改良する こと。 制限時間帯の標識は判読し易いように点 滅表示方式(太陽電池等活用)に改良すること。交 通標識の塗り替え及び点滅表示は財源措置を伴い ますが、試験的・先行的投資としての効果は大いに 期待できます。 補助標識取り付け方法は磁石版 の貼り付けで対処が可能です。	道路標識(本標識)の車両進入禁止(補助標識)の判読が困 難である。本提案改革により、【事故防止・違反の抑制】に加 え引いては、違反を取り締まる【警察業務の軽減】になります。 現実に、行政財源困難な折、警察業務も改革の名のもとに よる、合理化対象となりつつあります。警察業務の合理化 は住民の安心安全を脅かす事件事故が多発する中、地域の 安心安全が喪失傾向にあります。 本標識表示改革は、警察 業務の取り締まり軽減と、事故抑制の効果が期待できます。	島根県	NPO法人ら んぐ・ざーむ	警察庁 国土交通省

01 警察庁 非予算(特区・地域再生 検討要請)

提案事項 管理番号	具体的事業を実現する ために必要な措置 (事項名)	措置の具体的内容	具体的事業の実施内容	提案理由	都道府県 名	提案主体名	制度の所管・ 関係官庁
1104010	道路法第32条道路の占用の許可施設条件の緩和(または同占用の許可対象施設の拡大)	現行法の占用の許可対象施設について、一定の要件を満たす場合には、物販を行う施設を含むことを可能とする。	内外から多くの人を訪れる中心街区のメインストリートにおいて、まちの活性化を目的として、道路の一部を占有して「まち」と「みち」の情報提供を行う施設「未知の駅・御堂筋(仮称)」を設置する。当該施設は、持続的に、まちの活性化および適切な道路管理を支えるものとして、運営主体が継続的な事業遂行を可能とする収益を伴う物販機能(施設内の広告収入を含む)を具備するものとする。なお、物販対象については、観光情報媒体、地元商品・サービス、駐輪場及びバス等公共交通機関のチケット等に限定する。	御堂筋周辺地区は、一日それぞれ1,475千人、615千人のターミナル利用者(第4回パーソントリップ調査、平成12年)のある梅田、難波の区間の4kmで形成され、多くの人を訪れる大阪を代表する地区である。また近年、東南アジアからの来訪者も急増している。その主要駅である淀屋橋、本町、心斎橋各駅周辺には「まち」の情報発信施設や観光案内所がない。大阪の活性化のためにも駅周辺で観光客や外来者に情報発信施設とわかるものが必要である。しかし御堂筋はビジネス街でありこれらの施設設置は極めて困難である。そのため国道25号御堂筋の歩道の一部を占有して観光案内所等の情報発信施設整備を行いたい。しかし道路法第32条(道路の占用許可)では観光案内所等は占有施設に該当しないこと。また一般的に祭事・イベント以外で道路上での物品販売は認められないため道路法の弾力的運用、規制の緩和を提案する。	大阪府	NPO法人長堀21世紀計画の会	警察庁 国土交通省
1165010	道路法32条の弾力的運用によるまちづくり広告特区	商店街振興組合、TMO、NPO等の地域組織が、道路法32条の占有許可が得られないため有効なまちづくり財源となり得る公道上を活用した屋外広告が実施できずにいる。そこで、地域活性化等に資する公道上での屋外広告については、道路法32条を弾力的に運用することで、占有を許可することを要望する。また、の提案に関して、現状でも可能という判断を示すのであれば、より円滑に許可が得られるよう「地域活性化等に資する公道上での屋外広告に伴う道路占有許可のガイドライン」を発出することを合わせて要望する。	公道上を活用した屋外広告を可能とすることで、商店街振興組合、TMO、NPO等のまちづくり組織が、広告事業収入という新しいまちづくり財源を獲得できるようにすることを旨とする。道路活用により得られた収益は、まちづくり組織が計画する地域の活性化、都市の賑わい創出、まちの魅力向上のために使用する。例えば、街路灯や沿道の植栽の整備、アーケードの維持管理、違法駐輪の撤去、オープンカフェのような地域活性化イベントなどのために活用されるようにする。	地域での社会的・経済的及び文化的活動の拠点として、コンパクトで賑い溢れる市街地への再生は現在急務である。しかしながら、商店街だけによる市街地の再生は限界に来ている。市民、商業者、企業、行政が協働し、地域再生NPOや社会的企業と連携しながら市街地再生に取り組むことが必要となり、その連携のためには、財源確保が避けて通れない。そこで、本事業は、広告事業により財源不足の問題を克服させ、民間事業活動と連携した地域づくりを可能とする。但し、広告が無制限に広がるのを防止するため以下のようなガイドラインも必要であると考え。区域を限定するデザインルールや広告掲出基準を設ける。掲出する主体を商店街振興組合、TMO、NPO等の地域組織に限定する。広告事業による収入の用途は、まちづくりのために限定する。	東京都	株式会社 ジャパンエリアマネジメント	警察庁 国土交通省

01 警察庁 非予算(特区・地域再生 検討要請)

提案事項 管理番号	具体的事業を実現する ために必要な措置 (事項名)	措置の具体的内容	具体的事業の実施内容	提案理由	都道府県 名	提案主体名	制度の所管・ 関係官庁
1112010	アーケード設置基準の緩和	<p>現行通達及び法令で規定されているアーケードの設置基準について、一定の要件を満たしている場合には、その基準を緩和し、車の往来する道路上及び交差点上にアーケードを設置できるものとする。</p>	<p>車道で分断されている街区をアーケードでつなぐことにより、来街者の回遊性を高め、中心市街地の活性化を促進する。</p> <p>具体的には、現在、アーケードを建設する際には、昭和30年に発令された通達及び道路法施行令に基づき、車の往来する道路上及び交差点には原則としてアーケードを設置できないことになっているが、街づくりやバリアフリーの観点から見て当該地区の活性化に寄与するアーケードの設置については、特例措置を定め、設置を許可する。これによって街区の回遊性が高まり、中心市街地の活性化を促進する。</p>	<p>提案理由：天文館地区商店街は全国でも有数の面的につながるアーケード網で一体的な商業集積が形成されているが、街区のほぼ中央を国道225号(照国通り)が南北に貫いており、街区内の回遊性が大きく妨げられている。特に鹿児島市は降灰・豪雨・日照などの特殊事情もあることから、国道225号を挟む両街区の一体化は中心市街地活性化における大きな課題となっている。そこで、当地区が従来から提唱してきた「バリアフリー」の観点も加えて、回遊性の高い快適な商業空間を形成するため、来街者の主要通路にあたる照国通り中町交差点の横断歩道上にアーケードを整備し、中心市街地の活性化を促進するものである。</p> <p>代替措置：道路管理者・建築許可者・警察・消防を含めた連絡協議会において、事前に十分な連絡、調整を行う。</p>	鹿児島県	鹿児島商工会議所	警察庁 総務省 国土交通省
1057010	市街地再開発事業における図書館整備等による地区周辺でのパチンコ店等の継続営業を可能にする風営法の規制緩和	<p>市町村の上位計画等に則って都市計画事業として実施される市街地再開発事業において公共・公益施設(図書館)等が整備される場合については、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第3条、第4条第2項第2号の「都道府県の条例で定める地域内」を「相当の理由が認められる場合は市町村の判断で可能」にする。又は、同施行令第6条第1項口の制限区域内における、同施行令第6条第2項における距離基準を適応しない。</p>	<p>柏駅東口D街区第一種市街地再開発事業は、都市再生緊急整備地域[第三次指定]内にあり、設定目標である複合的都市機能の導入及び歩行者交通機能の整備を一体的に整備する事で、中心市街地活性化を促す先導的事業として位置づけられている。施設計画は、商業[核テナント誘致]、公共公益[図書館等]、医療[クリニックモール]等によって構成されており、まちづくり三法見直しの目的 多様な都市機能の集約(中心市街地活性化法) 大型商業施設促進(大店立地法) 公共公益的施設誘導(都市計画法)を具体的かつ先導的に実現する事業である。また、図書館・医療施設の導入は、都心居住機能を支援する為、周辺土地の高度利用化促進の波及効果が期待できる。</p>	<p>当地区は、古くから商業機能が集積し、柏市中心市街地の核として地域の発展に寄与してきたが、老朽化家屋の密集と未整備の道路等により防災上・交通機能上の問題を抱えている為、3本の都市計画道路と一体的に再開発事業を実施する事で、土地の健全な高度利用と都市機能の更新を図り、平成17年3月に合併した新たな柏市の中心市街地に相応しい都市環境整備の実現が期待されている。しかし、現状規制では、当該再開発事業に図書館等を整備した場合、これまで中心市街地の賑わい創出に寄与してきた地区周辺に立地する規制対象店舗の新規営業許可が下りず、既存店舗の増改築等も行えなくなる為、当該事業への理解が得られず、事業推進が図れなくなる。また、柏市第四次総合計画・中期基本計画の主要事業に位置づけられた新中央図書館整備を期間内[H22]で実現すべく今年度策定されている柏市図書館基本構想において、法的規制を緩和することで導入実現を図りたい。</p> <p>別様あり</p>	千葉県	柏駅東口D街区第一地区市街地再開発準備組合	警察庁 経済産業省 国土交通省

01 警察庁 非予算(特区・地域再生 検討要請)

提案事項管理番号	具体的事業を実現するために必要な措置(事項名)	措置の具体的内容	具体的事業の実施内容	提案理由	都道府県名	提案主体名	制度の所管・関係官庁
1147010	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第三条、営業許可の規制緩和	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第三条では、風俗営業を営もうとする者は、営業所ごとに所管する都道府県公安委員会の許可を受けなければならないが、「芸妓」に特化して接客する場合に限り、同法第二条1、2、3、4、5、6に定める風俗営業については営業許可を要しないとする。	飲食店等での芸妓の営業を促進し、街の活性化をめざす。 具体的には、芸妓が飲食店等で接待を行う場合、風俗営業の許可を受けている飲食店等でなければ接待を行うことができないが、風俗営業の許可を受けていない飲食店等での接待を行うことを可能にすることにより、芸妓の営業の場が広がり、飲食店等の営業促進にもつながる。	熱海市では、温泉場の風情情緒の形成のため、芸妓文化の保存を推進しているが、近年、団体から個人家族へと旅行形態の変化により、芸妓衆の就業機会が減少し、結果芸妓衆の減少へとつながっている。そこで飲食店等での営業を可能にすることにより、営業の場を広め、飲食店等の利用も促進され、お客と出歩くことで街全体の活性化にもつながっていく。	静岡県	熱海市、熱海社交業組合、熱海飲料連合会、静岡県飲食業生活衛生同業組合熱海支部、熱海芸妓置屋連合組合	警察庁
1151010	21世紀のパチンコビジネスモデル。ぱちんこ営業店内に「貸玉・貸メダル返却所」を設置	ぱちんこ営業店内に貸玉・貸メダル返却所の設置を行うことにより、遊技客に貸出を行った「玉・メダル」をぱちんこ営業店が直接買い戻す。	ぱちんこ営業店内に「貸玉・貸メダル返却所」の設置を行い、新しい賞品交換システムを採用し、「ぱちんこ景品交換所」に対する凶悪犯罪の撲滅を目指す。 具体的には、(1)遊技客が遊技終了時の結果に応じてぱちんこ営業店より賞品の提供を受ける(2)遊技客が遊技終了時の「玉・メダル」をぱちんこ営業者に預けて、再来店時に当該遊技球等の返還を受けて遊技を行う貯玉・再プレー制度の活用(3)遊技客がぱちんこ営業店より貸りた「玉・メダル」を、ぱちんこ営業店が遊技客の求めに応じて、風俗営業等の規則及び業務の適正化等に関する法律施行規則29条に定められた、「貸玉・貸メダル」と同等金額にて買戻しを行う。	文献によると、ぱちんこ営業店に来店する遊技客のほとんどが換金目的の来店であり、ぱちんこ営業店が提供する賞品の約95%が特殊景品と呼ばれる、「ぱちんこ景品買取所」に於いて換金を行うことを目的とした賞品であるとされています。また他の文献によると、遊技客がぱちんこ営業店より提供を受けた賞品をぱちんこ営業者とは無関係である第三者たる「ぱちんこ景品買取所」に持込み換金する行為が戦後より現在に至るまで広く行われており、そもそも風適法により、ぱちんこ営業店は「現金又は有価証券を賞品として提供すること」が禁止されているために、この不明瞭で不健全な三店方式と呼ばれる換金行為が国民の強い換金需要を満たす為に行われていると記されています。しかし現行の「ぱちんこ景品買取所」はパチンコ営業者とは別途の第三者であらねば成立しないために、多額の現金を保管、流通させる場となっているのにも関わらず大半が人目のつきにくい無防備で安普請な建物で行われ、この施設を狙った凶悪で凄惨な犯罪が日本全国で起きています。警察庁の犯罪統計によると「ぱちんこ景品買取所」に対する犯罪件数がここ数年全く減少しておらず、このような凶悪犯罪を未然に防ぐ為にもセキュリティがしっかりしたぱちんこ営業店内で「貸玉・貸メダル」の買戻しを行うことが国民を凶悪犯罪から守るためにも必要であると考えられるのであります。	愛知県	株式会社玉越	警察庁



01 警察庁 非予算(特区・地域再生 検討要請)

提案事項管理番号	具体的事業を実現するために必要な措置(事項名)	措置の具体的内容	具体的事業の実施内容	提案理由	都道府県名	提案主体名	制度の所管・関係官庁
1151020	ぱちんこ営業店における賞品最高限度額の引上げを認める	ぱちんこ営業店が、遊技の結果に応じて賞品として提供できる賞品の価格の最高限度に関する基準を3万円を超えないこととする。	風営適正化法第19条および同法施行規則29条において、ぱちんこ営業店は遊技球等の数量に対応する金額と等価の物品の提供が認められ、その上限が1万円を超えないこととされていますが、この上限金額を3万円迄引き上げる。	現在ぱちんこ営業店では、賞品として多種多様な品揃えを行い遊技客に提供しているところではありますが、最近の健康ブームや消費者の高級志向により、現行の1万円を超えない等価の物品では必ずしも遊技客に満足いく賞品を提供しているとは言いがたく、上限を3万円に引上げるにより、貯玉・再プレー制度の活用と相まって今よりも一層多品種で高額な賞品を提供することが出来ます。また今回の提案は現在の社会情勢を鑑みて、例えその物品の上限を3万円に上げたとしても、著しく射幸心を煽っていることにはならないと考えられるのであります。	愛知県	株式会社玉越	警察庁
1151030	ぱちんこ営業店における賞品として、地域振興券(商品券)の提供を認める	ぱちんこ営業店が遊技の結果に応じて、地域を限定した商工会及びそれに準ずる団体が発行する商品券(地域振興券)を賞品として提供することが出来る。	風営適正化法における第7号営業に該当する、ぱちんこ営業店では、同法23条により賞品として有価証券を提供してはならないと規定されていますが、地域経済の発展の為に地域通過、商品券(地域振興券)又は組合等が発行する商品券をぱちんこ営業店が遊技の結果に応じて賞品として提供を行う。	地域の商店街では、大型店(スーパー)の進出、消費ニーズの多様化、後継者難などに加え、地域間競争が激化する等、商業環境は悪化する一方で、ますます商店経営は厳しくなっています。その対策として、低迷する商店街の活性化策の一つとして改めて、「商品券」の持つ個人消費喚起への即効性が見直され商品券活用について、全国の各自治体でもいろいろ研究工夫がなされているようであり、当社としては、営業店がある地域にとって経済発展の中核となすような、地域通貨もしくは地域振興券による限定商品券を賞品として提供することにより地域経済の発展に大いに貢献できると考えられるのであります。	愛知県	株式会社玉越	警察庁

01 警察庁 非予算(特区・地域再生 検討要請)

提案事項 管理番号	具体的事業を実現する ために必要な措置 (事項名)	措置の具体的内容	具体的事業の実施内容	提案理由	都道府県 名	提案主体名	制度の所管・ 関係官庁
1151040	ぱちんこ営業店における 賞品として、前払式証票 (百貨店商品券・ギフト券・ ビール券等)の提供を認め る	ぱちんこ営業店が遊技の結果に応じ て、前払式証票(商品券・百貨店商品 券・ギフト券・ビール券等)を賞品として 提供することができる。	風営適正化法における第7号営業に該当する、ぱち んこ営業店では、同法23条により賞品として有価証 券を提供してはならないと規定されていますが、使 用期限の記載のない前払式証票(百貨店商品券・ギ フト券・ビール券等)をぱちんこ営業店が遊技の結果 に応じて賞品として提供を行う。	ぱちんこ営業は遊技をした結果に応じて、客に賞品を提供す る営業と定義されており、貯玉・再プレー制度が実施されること により、遊技球等を貯めるという選択肢が用意されてはいるも の、現行では賞品交換若しくは貯玉・再プレーより他の選択 肢がありません。現在ぱちんこ営業店には多種多様な賞品が 用意されていますが、仮に遊技客が賞品交換を希望した場合 であっても、年配者や体の不自由な遊技客にとって持帰りが 困難な賞品もあり、ぱちんこ営業店のなかには宅配便等で後 日発送可能なカクロ商品を提供する営業店もあるもの の、遊技終了時に賞品交換が必要でなく、例えば数ヶ月後 に賞品交換を希望したいといった場合には、遊技終了時に一 旦貯玉を行い、後日再び来店する必要があるなど合理性に欠 けており、残念ながら現行の風適法では年配者や身障者に対 して少なからず配慮に欠ける部分があります。前払式証票(百 貨店商品券等)を賞品として提供することにより、商品購入の 利便性も含め遊技客の要求に答えることが出来ると確信す るに至り、年配者・身障者も含む全ての遊技客に対して平等な 憩いの場であるぱちんこ営業店であるためにも、前払式証票 (百貨店商品券等)を賞品として提供することが必要であると 考えられるのであります。	愛知県	株式会社玉 越	警察庁
1151050	ぱちんこ営業店における 賞品として、前払式証票 (施設または場所に係る入 場券)の提供を認める。	ぱちんこ営業店が遊技の結果に応じ て、前払式証票(施設または場所に係 る入場券)、例えば(映画・野球・演劇・ 演芸・音楽・遊園地・美術館・動物園・ 博覧会の入場券等)を賞品として提供 することができる。	風営適正化法における第7号営業に該当する、ぱち んこ営業店では、同法23条により賞品として有価証 券を提供してはならないと規定されていますが、期 限の定めのある前払式証票(施設または場所に係 る入場券)「映画・野球・演劇・演芸・音楽・遊園地・美 術館・動物園・博覧会の入場券等」をぱちんこ営業 店が遊技の結果に応じて賞品として提供を行う。	ぱちんこ営業は遊技客が遊技をした結果に応じて、賞品を提 供する営業と定義されています。現在国民の余暇を楽しむス タイルも様々であります。ぱちんこ営業店が遊技の結果に応じ て、映画鑑賞券やプロ野球入場券等の前払式証票を提供す ることにより、遊技客の幅広い賞品要求に答えることが出来ま す。また1枚あたりの金額が遊技球等の数量に対応する金額 と等価の物品の上限を超えなければ著しく射幸心を煽る賞品 提供にはならないと考えられるのであります。	愛知県	株式会社玉 越	警察庁

01 警察庁 非予算(特区・地域再生 検討要請)

提案事項 管理番号	具体的事業を実現する ために必要な措置 (事項名)	措置の具体的内容	具体的事業の実施内容	提案理由	都道府県 名	提案主体名	制度の所管・ 関係官庁
1151060	ぱちんこ営業店における 賞品として、宝くじの提供を 認める	ぱちんこ営業店が遊技の結果に応じ て、宝くじを賞品として提供すること が出来る。	風営適正化法における第7号営業に該当する、ぱち んこ営業店では、同法23条により有価証券を提供し てはならないと規定されていますが、当せん金付証 票法による公営くじ(宝くじ)を遊技の結果に応じて賞 品として提供を行う。	日本独自の娯楽文化である、ぱちんこは戦後より実 に大勢のファン の支持を得て現在に至っています。賞品に宝くじを提 供することにより、遊技客に夢を与え、また宝くじを 仕入れることにより、当せん金付証券法上の宝くじ 収益金増加が見込まれ、その収益金が公共事業等に 使われることにより、社会貢献を行うことが出来 ると考えられるのであります。	愛知県	株式会社玉 越	警察庁
1159010	風俗営業等の規制及び業 務の適正化等に関する法 律(風営適正化法)におけ るディスコの営業時間の制 限の変更	風営適正化法におけるディスコの営業 時間の制限を、六本木地区において、 深夜の営業時間帯については規制緩 和し、午前中の営業時間帯については 逆に規制する。	『六本木のライフスタイルに合わせ、深夜営業の規 制緩和と早朝から昼の時間帯の規制強化を併せて 実施』六本木地区の賑わいのある魅力的なまちづく りのためにディスコの深夜の営業時間の規制緩和を 行う。具体的効果としては、地域への経済効果、雇 用創出、観光業の振興、国際文化交流が見込まれ る。早朝及び午前中の営業を規制し、居住者、通勤 者、通学者の日中の安全な生活を促進する。	にぎわいのある夜の繁華街としての側面と、通学・通勤・ショッ ピング等の要因を持つ昼の街としての側面を併せ持つ六本木 地区。この両面を考慮しつつ、提案いたします。提案の内容 は、マーケットの需要と六本木地区の特性を考慮して、深夜時 間帯の営業を緩和し、賑わいのあるまちづくりを進めつつ、安 全・安心の面での対策を行っていくことです。現在の六本木地 区では朝の通学・通勤の時間帯に営業を行っている店舗・酒 類提供店が多く、通学時間帯の環境に好ましくなく、地域の住 民が憂慮するところであり、この対策が必要です。六本木のま ちづくり、地域再生については、地域全体で考えてゆかねばな らないことであり、既にそのような取り組みも始まっていると ころですが、計画・実施までに年月を要すると想定されるため、 具体的に要望のあった通学時間帯の営業時間規制について は、地域の要請にも基づき、この度特区提案に盛り込む次第 となったものです。	東京都	株式会社 ヴェルファー レ・エンター テインメント	警察庁

01 警察庁 非予算(特区・地域再生 検討要請)

提案事項 管理番号	具体的事業を実現する ために必要な措置 (事項名)	措置の具体的内容	具体的事業の実施内容	提案理由	都道府県 名	提案主体名	制度の所管・ 関係官庁
1080030	入出国規制の緩和エリア を設置することによる国際 観光ルートの活性化と空 港周辺地域商業の発展 (国際経由空港)	空港に隣接した「特定のエリア」の中 に、様々な「アミューズメント施設」や「く つろぎ」、「日本文化」などの設えを整備 し、そのエリア内では経由客が限られ た日数(2～3泊程度)を仮出入国手続 及びトランジットビザなしで、手軽に宿 泊滞在ができるように、出入国管理の 規制を緩和する。	このエリアは、「仮出入国手続」及び「トランジットビ ザ」が不要であるため、トランジット客が容易に日 本の特定エリア内でショッピングをはじめとする様々 な活動を通じ、時間の有効活用はもとより、商業活 動の活性化を目指す。この特定エリアを日本人にも 条件付で開放し、外国に旅行したような演出を提 供し、購買意欲等を駆り立てる。等の両面から商業 等の活性化に寄与する効果を期待するものである。 一方、売り上げにかかる消費税・所得税・ホテル税 などの税収効果も期待でき、行政としてもメリットが あると判断している。 このエリアは、あくまでも空港に隣接したものであり、 人工的に囲われた領域を考慮しており、「平成版長崎 の出島」と考えてもらいたい。 別紙説明図あり	誘致から大難産を乗り越えて我々千葉県成田にできた国際 空港。 現在、その空港という国家的インフラを地域にとって有効利用 するまでにはまだ至っていないのでは、との考えから「仮出入 国手続」及び「トランジットビザ」の規制緩和を行い、併せて特 別商業エリアの創設により、これらを取り巻く経済環境の活性 化を目指すものである。 このことにより、特に千葉県に国際空港があることで、県民に とって大きなメリットがあることへの再認識につながれば、との 思いも込められている。 なお、「特定のエリア」を利用する日本人に関しては、「許可」と 「チェック」、そして関税相当の「入場料」を課す必要があると考 える。 また、購入金額の上限を入場料金にリンクし、設定するような 条件も考えられる。	千葉県	社団法人日 本青年会議 所 関東地 区千葉ブ ロック協会	警察庁 法務省
1094010	沖縄県に寄港する外航客 船の乗客における入国審 査の緩和	沖縄県内の開港に入港する外航ク ルーズ客船で沖縄出港後は外国へ向 かう客船の入国及び出国審査を簡素 化し滞在時間の多くを観光にあてる時 間的余裕を持たせる	外航クルーズ客船が入港する際は事前に乗客名簿 を入手する事が可能なので入港後は船側が責任を 持って乗客全員の旅券を回収して一括で入国及び 出国審査を行う。従来の対面審査に対してかなりの 時間的制約が緩和され乗客の観光時間が最大限確 保できる	現在の審査方法では乗客全員を対面して審査を行うため入国 で約2時間、出国審査で1.5時間を要するためにせつかくの 観光が時間的にかなり制約されているので乗客からのクレ ームが多発している。又、別添にもあるようにクルーズ客船の乗 客が寄港地で消費する買い物等でかなりの経済波及効果があ るため十分な滞在時間が望まれる。クルーズ客船の乗客は 比較的裕福層が多いため過去の統計からしても不法上陸は 無い。更にほとんどのクルーズ客船は乗客の入出管理をコン ピューターで行っているため各乗客の船からの外出入人数など が正確に把握できる。クルーズ客船の乗客は航空機と違い人 数が多いために対面審査によると入国管理局職員の動員数 も増えて負担増が懸念される。沖縄県は地理的に中国や台湾 に近いためクルーズ客船特区を設ける事で更なるクルーズ客 船寄港地として誘致が可能となる。沖縄県の基幹産業である 観光で外国人観光客入域増大にもつながる。	沖縄県	個人	警察庁 法務省

01 警察庁 非予算(特区・地域再生 検討要請)

提案事項 管理番号	具体的事業を実現する ために必要な措置 (事項名)	措置の具体的内容	具体的事業の実施内容	提案理由	都道府県 名	提案主体名	制度の所管・ 関係官庁
1141010	中国国民訪日団体観光における部分的個人旅行の緩和	現在、中国国民訪日団体観光は、5名から40名の範囲で認められているが、別記の代替措置を取る地域に限定して、試験的かつ部分的に個人旅行を緩和する。	現在日本政府は、中国人観光客の誘致のため、数多くの施策を展開しているが、団体旅行しか認めていないため、低価格帯かつ短期間のツアーに集中している。特に山梨県には、年3万人以上の中国人観光客が訪れるが、その8割以上が富士周辺で1泊し移動してしまう。この状況を改善するため、中国で急増している富裕層を対象とした個人旅行を、特定の逃亡防止のための代替措置を取る地域に限定して試験的に認め、国内での延泊や高付加価値オプションツアー商品の開発を行う。特に県内での新たな高付加価値商品としては、中国人に人気の高い温泉療養施設での人間ドックや短期間の療養、ゴルフツアー、日帰りタクシーツアーなどが想定できる。	現在、中国国民訪日団体観光は、5名～40名の範囲でのみ認められているため、個人旅行は許可されていない。当初この上限の40名は添乗員による旅客の管理限界として設定され、下限の5名は経済採算性を考慮して決定された。しかし現在費用が高くて個人旅行を希望する中国人富裕層は急増しつつあり、この層を対象に下限を現実的近づけることで、新たな訪日観光メニューの開発が可能となる。その場合の国内での逃亡防止措置については、添付資料に例示した代替措置、すなわち1)自治体など公的団体による身元保証、2)通訳・ガイドの随行による監視、3)帰国確認を履行し、さらに旅行会社に対して、上記1)の発給条件として、4)個人旅行中のパスポートの保管(日本国内)や、5)担保金アップ(中国国内)を要請する。以上により富裕層を選別しつつ、実効性の高い代替措置を取ることが可能となる。	山梨県	個人	警察庁 外務省
1141020	中国国民訪日団体観光における部分的少人数旅行の緩和	現在、中国国民訪日団体観光は、5名から40名の範囲で認められているが、別記の代替措置を取る地域に限定して、試験的かつ部分的に2名から3名の家族単位の少人数旅行を緩和する。	現在日本政府は、中国人観光客の誘致のため、数多くの施策を展開しているが、団体旅行しか認めていないため、低価格帯かつ短期間のツアーに集中している。特に山梨県には、年3万人以上の中国人観光客が訪れるが、その8割以上が富士周辺で1泊し移動してしまう。この状況を改善するため、中国で急増している富裕層を対象とした2～3名の少人数家族旅行を、特定の逃亡防止代替措置を取る地域に限定して試験的に認め、国内での延泊や高付加価値オプションツアー商品の開発を行う。特に県内での新たな高付加価値商品としては、中国人に人気の高い温泉療養施設での人間ドックや短期間の療養、ゴルフツアー、日帰りタクシーツアーなどが想定できる。	現在、中国国民訪日団体観光は、5名～40名の範囲でのみ認められているため、2～3名の家族単位の旅行は許可されていない。当初この上限の40名は添乗員による旅客の管理限界として設定され、下限の5名は経済採算性を考慮して決定された。しかし現在費用が高くて家族旅行を希望する中国人富裕層は急増しつつあり、この層を対象に下限を現実的近づけることで、新たな訪日観光メニューの開発が可能となる。その場合の国内での逃亡防止措置については、添付資料に例示した代替措置、すなわち1)自治体など公的団体による身元保証、2)通訳・ガイドの随行による監視、3)帰国確認を履行し、さらに旅行会社に対して、上記1)の発給条件として、4)家族旅行中のパスポートの保管(日本国内)や、5)担保金アップ(中国国内)を要請する。以上により富裕層を選別しつつ、実効性の高い代替措置を取ることが可能となる。	山梨県	個人	警察庁 外務省

01 警察庁 非予算(特区・地域再生 検討要請)

提案事項 管理番号	具体的事業を実現するた めに必要な措置 (事項名)	措置の具体的内容	具体的事業の実施内容	提案理由	都道府県 名	提案主体名	制度の所管・ 関係官庁
1060010	製造業における一般労働者としての外国人労働者の参入規制の緩和	現行の出入国管理及び難民認定法では、専門的・技術的外国人労働者の受け入れに関しては積極的に推進しているが、いわゆる外国人単純労働者を受け入れるための在留資格は設けていない。この外国人単純労働者の在留資格を設けて頂きたい。	大分臨海工業地帯において、大型工場施設を建設する。当該工業地帯は経済発展の著しい中国を始めとするアジア諸国市場に近接しており、用地造成も完了している。当該用地には大型タンカーが接岸可能であり、大分空港まで70分、大分港(大在コンテナターミナル)まで2分と日本各地やアジア市場へのアクセスが容易である。既に鉄鋼、石油化学、電力分野等の工場が立地しており、重化学工業集積が進んでいる。また、電力や工業用水供給体制も整備されている。このように工業用地としての付加価値は非常に高い。この臨海工業地帯の中に未利用地が存在している。この工業団地の特性を最大限活かせる大型工場施設の建設を図る。	大分臨海工業地帯の地理、地形、設備的な優位性にもかかわらず、企業が新規工場建設候補地として中国を始めとするアジア諸国と比較した場合、労働力確保と人件費の面で躊躇する実態がある。大分は地方都市であり労働力人口が都市部ほど多くない上に、近年多数の企業が進出し、労働力の確保が困難になりつつある。また、多くのアジア諸国に比べいわゆる単純労働者の賃金は格段に高い。これらの課題を解決するため、一定の要件をクリアした場合に外国人単純労働者の受け入れを可能とする。代替措置は別紙に記載。	大分県	大分県	警察庁 法務省 厚生労働省
1088020	「短期滞在」における身元保証制度の緩和について	中国国籍者等が「短期滞在」で入国する場合、原則身元保証が必要とされているが、学会参加等の学術交流目的で国の独立行政法人の研究機関で一定の地位にある者が招聘する場合に限り、身元保証制度を免除する。	特区区内での再生医療等ライフサイエンス分野の先端的研究は、特に国際的な研究交流は日常的に実施されている。本市でも国際学会等におけるアジア地域の研究者との交流は増大しつつあるが、この場合、中国人等の研究者が日本に入国する場合は、身元保証制度が適用される。今後、特区区内におけるライフサイエンス分野の研究を促進し、本市が目指すスーパークラスターの形成の一層加速を図るため、特区で指定する国の独立行政法人の研究機関で、一定の地位にある者(大学教授クラス)が研究交流目的で中国人等の研究者(大学、公的研究機関に在籍する研究者)を招聘する場合に限り、身元保証制度の免除を求める。	現行制度では、我が国中央府省庁の課長級または大学の教授以上の方が招聘する場合、身元保証制度が免除されている。特区区内の国の独立行政法人の研究機関が研究交流で招聘する研究者は、大学等に在籍する一定レベル以上の研究者であり、身元保証制度を免除しても差し支えないと思われる。研究者を頻繁に招聘する場合も多いため、グローバルゼーションの中で、中国人等の研究者が来日しやすい状況を作ること、クラスターとしての魅力をアップさせ、ライフサイエンス分野における外国人研究者等の人材確保につなげていきたい。	兵庫県	神戸市	警察庁 外務省
1069020	ライフル銃所持に関する規制緩和	遠軽町白滝(旧白滝村)という山林と農地が隣接した特定した地域のみライフル銃が所持できる為の銃砲刀剣類所持等取締法の許可年数の緩和とされることにより急増しているエゾ鹿の個体数・駆除を含む調整を図り、ハンター人口の減少を防ぎ高齢化問題解消を目指す。農林業にも被害減少という効果が得ることを目的としている。	遠軽町白滝(旧白滝村)という山林と農地が隣接した特定した地域のみライフル銃が所持できる為の銃砲刀剣類所持等取締法の許可年数の緩和とされることにより急増しているエゾ鹿の個体数・駆除を含む調整を図り、ハンター人口の減少を防ぎ高齢化問題解消を目指す。農林業にも被害減少という効果が得ることを目的としている。	散弾銃よりも殺傷能力があるライフル銃所持できる為の銃砲刀剣類所持等取締法の許可年数の緩和できれば遠軽町白滝(旧白滝村)のような山林と農地が隣接されている地域でのエゾ鹿の個体数・駆除を含む調整を図ることができ、農林業の被害増加防止、ハンターの高齢化問題も解消、将来的なハンター人口減少を防ぐことが目的である。	北海道	三協鉄工有限会社	警察庁